

災害時における避難者の搬送等の支援に関する協定書（案）

各務原市（以下「甲」という。）と各務原市介護保険サービス事業者協議会（以下「乙」という。）は、各務原市内において、地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者等の避難者（以下「避難者」という。）の、避難所等への搬送等（以下「搬送」という。）に対する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、又は災害が発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う避難者の搬送についての支援協力要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）避難者の災害時要援護者用避難所、医療機関等への搬送
- （2）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの
- 2 前項に掲げる搬送の対象とする避難者は、乙に加盟する介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）の平時の利用者に加え、甲が搬送を要請した避難者とする。また、この搬送には、リフト設備等が装備された車両（以下「車両」という。）を使用するものとする。
- 3 事業者は搬送に使用する車両を、岐阜県警察本部あて「規制除外車両事前届出書」によりあらかじめ届け出るよう努めるものとする。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するよう努めるものとする。

2 乙は、要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用のうち、甲の要請による避難者の搬送に要した費用については、搬送に使用した車両の走行距離に応じて甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、その費用は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（免除）

第8条 乙あるいは事業者が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

甲 各務原市

各務原市長 浅野健司

乙 各務原市介護保険サービス事業者協議会

会長 稲垣光晴